

富山県事業持続月次支援金【一般事業者】の給付上限額〔イメージ〕

【前提】

- ① 8月・9月ともに国の「月次支援金」(以下「【国】月次」という。)の給付要件を満たし、**上限額での給付決定を受けた場合** (【国】月次の実際の給付額: 月間売上減少額(上限額を限度))
 - ② 「富山県飲食業関連事業者支援給付金(第2次)」(以下「【県】給付金」という。)を**8月分の売上減少により申請・受給した場合** (【県】給付金の額: 8月分または9月分のいずれかで定額20万円)
 - ③ 8月・9月ともに【国】月次の給付決定を受けて【県】月次を申請し、**上限額での【県】月次の給付決定を受けた場合**
- (【県】給付金と「富山県事業持続月次支援金」(以下「【県】月次」という)との併給可能。ただし、【県】給付金を受給した8月に係る【県】月次の額は、【県】給付金の給付額を控除した額)

